

## よくあるお問い合わせについて

2018年9月6日  
(2018年9月19日改訂)  
(2018年10月2日改訂)

### 1. 破産手続について

Q1 株式会社ケフィア事業振興会はいつ破産したのでしょうか。

A1 平成30年9月3日(月)午前9時45分に、東京地方裁判所より破産手続開始決定を受けました。

その他の会社も以下のとおり破産手続開始決定を受けており、10月2日現在で合計18社が破産手続開始決定を受けています。

#### 【平成30年9月3日午前9時45分 破産手続開始決定】

- ① 株式会社ケフィア事業振興会
- ② 株式会社水晶山温泉ランド
- ③ かぶちゃん九州株式会社
- ④ かぶちゃんメガソーラー株式会社

#### 【平成30年9月14日午後5時 破産手続開始決定】

- ⑤ ケフィアインターナショナル株式会社
- ⑥ 株式会社ケーアイ・アド
- ⑦ 株式会社ケフィア・カルチャーカード
- ⑧ 株式会社ケフィア・クリエイティブ
- ⑨ 株式会社メープルライフ
- ⑩ 株式会社ケーツーシステム
- ⑪ 一般社団法人柿国際文化協会
- ⑫ かぶちゃんファイナンシャルサービス株式会社
- ⑬ ケベッククラブ合同会社
- ⑭ 九州クラブ合同会社
- ⑮ 一般社団法人ケフィアグループ振興協会
- ⑯ かぶちゃん電力株式会社

#### 【平成30年9月21日午後5時 破産手続開始決定】

- ⑰ 株式会社ケフィア・ファイナンシャルサービス

#### 【平成30年10月1日午後5時 破産手続開始決定】

- ⑱ かぶちゃん農園株式会社

Q2 ケフィアグループの他の会社は破産しないのでしょうか。

A2 今回破産した18社以外のグループ会社については、破産申立がなされていません。今後申立がなされるかは不明です。

Q3 事件番号を教えてください。

A3 本破産事件の事件番号は、以下のとおりです。

株式会社ケフィア事業振興会	平成30年(フ)第6361号
株式会社水晶山温泉ランド	平成30年(フ)第6362号
かぶちゃん九州株式会社	平成30年(フ)第6363号
かぶちゃんメガソーラー株式会社	平成30年(フ)第6364号
ケフィアインターナショナル株式会社	平成30年(フ)第6711号
株式会社ケーアイ・アド	平成30年(フ)第6712号
株式会社ケフィア・カルチャーカード	平成30年(フ)第6713号
株式会社ケフィア・クリエイティブ	平成30年(フ)第6714号
株式会社メープルライフ	平成30年(フ)第6715号
株式会社ケーツーシステム	平成30年(フ)第6716号
一般社団法人柿国際文化協会	平成30年(フ)第6717号
かぶちゃんファイナンシャルサービス株式会社	平成30年(フ)第6718号
ケベッククラブ合同会社	平成30年(フ)第6719号
九州クラブ合同会社	平成30年(フ)第6720号
一般社団法人ケフィアグループ振興協会	平成30年(フ)第6721号
かぶちゃん電力株式会社	平成30年(フ)第6722号
株式会社ケフィア・ファイナンシャルサービス	平成30年(フ)第6861号
かぶちゃん農園株式会社	平成30年(フ)第7144号

Q4 破産手続とはどのような手続ですか。

A4 支払不能又は債務超過の状態にある債務者について、裁判所の監督の下、裁判所から選任される破産管財人が、公正中立の立場において、破産者の財産を管理し換価することによって債権者に配当を行う手続です。

Q5 破産管財人は誰でしょうか。破産管財人の所属する事務所名や連絡先を教えてください。

A5 破産管財人は虎ノ門南法律事務所の弁護士内田実です。

お問い合わせは、下記【お問い合わせ先】までお願いいたします。多数の債権者の皆様からのお問い合わせがあり、下記お問い合わせ先以外では対応いたしかねますのでご了承ください。また、皆様のご不明点に関して現時点でお話しできる内容は本ホームページに掲載しておりますので、下記お問い合わせ先にお電話をいただく前に、是非とも本ホームページをご参照下さい。

【お問い合わせ先】

電 話： 03-5577-5808 破産管財人室

受付時間： 月～金（祝祭日を除く） 10時00分～17時00分

Q6 破産管財人はどういう立場の者で、何をするのでしょうか。

A6 破産管財人は、裁判所から選任された者であり、破産会社の財産や債権債務関係の調査等を行います。これらの調査・換価回収等の上、破産会社の財産から租税などの優先的な債権や管財業務に必要な費用等を支払った後に、配当可能原資があれば、債権者の方々に公平に配当（分配）することになります。ただし、本件について配当があるか否かは、現段階では未定です。

Q7 破産手続は今後どのように進行しますか。

A7 破産手続開始決定で次のように定められました。

- ・ 第1回債権者集会 日時：2019年5月21日 午後2時  
場所：メルパルクホール（東京都港区芝公園2-5-20）
- ・ 債権届出期間 未定

今後、破産管財人は、破産会社18社の財産の調査、換価回収や負債の調査等を行います。債権者集会では、破産管財人の業務の進捗状況をご報告させていただく予定です。

## 2. 債権について

Q8 破産者に対する債権を持っているが、どうすればよいでしょうか。

A8 本件については、配当があるか否かが未定であるため、破産債権の調査を留保する扱いとなっております。そのため、現時点における債権届出は不要です。債権届出につきましては、配当が可能な状況になった場合に、改めてご連絡を差し上げ、債権届出書の用紙をお送りする予定です。

Q9 「破産手続開始通知書」を受領しましたが、何か届出や手続をする必要があるのでしょうか。

A9 債権者の皆様には、順次、東京地方裁判所より「破産手続開始通知書」が送付されますので、お手元に届きましたら内容をご確認ください。ただし、本件については、破産債権の調査は留保する取り扱いとなっており、現時点では債権届出は不要です。債権届出につきましては、配当が可能な状況になった場合に、改めてご連絡を差し上げる予定です。したがって、現時点で何らかの手続をしていただく必要はありません。

Q10 破産者に対して訴訟や仮差押えをしているのですが、どうなるのでしょうか。訴訟や仮差押えをしている債権者は優先的に支払いを受けることができるのでしょうか。

A10 破産した18社を被告とする訴訟は、破産手続の開始により中断し、手続きが止まります。また、破産した18社を債務者とする仮差押命令は効力を失います。そのため、訴訟や仮差押えをしている債権者に優先的に支払いがなされるということはありません。債権者の皆様の債権の存否や金額については、今後、破産管財人が調査を行い、破産手続を通じて判断されることになります。

Q11 「破産手続開始通知書」が届いていないのですが、後日届くのでしょうか。

A11 債権者の皆様には、順次、東京地方裁判所より「破産手続開始通知書」が送付されます。2018年9月3日に破産手続開始決定があった株式会社ケフィア事業振興会ほか3社（A1ご参照）については、10月1日までに債権者の皆様に「破産手続開始通知書」が発送されております。株式会社ケフィア事業振興会ほか3社の債権者で、まだお手元に「破

産手続開始通知書」が届いていない場合には、破産者が把握している住所が不十分であったか、住所変更を把握できていない可能性がございます。確認いたしますので、下記の破産管財人室までご連絡ください。

なお、それ以外の14社については、10月以降に破産手続開始通知書を発送する予定です。

**【お問い合わせ先】**

電 話： 03-5577-5808 破産管財人室

受付時間： 月～金（祝祭日を除く） 10時00分～17時00分

**Q12 破産者の会員（債権者）ですが、支払ったお金をすぐに返してください。**

A12 破産手続は、破産管財人が回収した財産をもって配当が可能な状況になった場合に、債権者の皆様に平等に配当を行うというものです。一部の債権者（会員）の方だけにお支払いするということはできません。

### 3. 債権者集会について

**Q13 債権者集会とは何ですか。いつどこで開かれるのでしょうか。**

A13 債権者集会では、破産管財人より業務の進捗状況を報告する予定です。具体的には、破産手続を開始するに至った事情、破産管財人において換価・回収した資産や負債の調査状況などをご報告することになります。

第1回の債権者集会は以下の日時・場所で行う予定です。

日時： 2019年5月21日 午後2時

場所： メルパルクホール（東京都港区芝公園2-5-20）

**Q14 債権者集会には出席する必要がありますか。**

A14 債権者集会では、破産手続開始後の破産管財人の調査結果に基づき、破産会社の財産状況等の報告が行われます。債権者の皆様には出席の義務はなく、出席しなくても不利に扱われることはありません。債権者集会で報告した内容の概要は、本ホームページ上で開示する予定です。

Q15 配当の見込みはありますか。

A15 現時点では、資産及び負債の状況を正確に把握できておりませんので、配当の見込みは不明です。資産の回収状況および配当見込みについては、債権者集会でお知らせする予定です。本ホームページ上でも開示します。

#### 4. 破産管財人を名乗る人物からの連絡

Q16 別の事件では、破産管財人を名乗る人物から、お金を払えば破産者に支払ったお金を取り戻せるという勧誘があったというのですが、そのようなことはありますか。

A16 破産管財人から債権者の皆様に対し金銭のお支払いを要求することはありません。破産手続では、担保権などの法律に定める優先的な権利をお持ちでない限りは、皆様の債権に対して一律かつ平等に配当を実施することになります。一部の債権者に対してのみ優先的にお支払いすることはありませんので、ご注意ください。

破産管財人からの案内は、本ホームページ上に開示するほか、皆様への郵便により行う予定です。不審なお問い合わせがあった場合には、下記【お問い合わせ先】までご連絡くださるようお願い致します。

**【お問い合わせ先】**

電 話： 03-5577-5808 破産管財人室

受付時間： 月～金（祝祭日を除く） 10時00分～17時00分